

近江商人塚本孝左衛門家の家訓 ―「規則守福路」―

末永國紀

ここに紹介しようとする「規則守福路」は、塚本孝左衛門（幼名、万蔵）の養嗣子貞治郎が嘉永元年（一八四八）に甲斐の西南部に位置し、富士川三岸の一つである青柳の出店土蔵で作成した、商いに従事し始めた二十二歳からの思い出の記を含む長文の家訓である。原題の意は「規則守袋」と考えてよいであろう。

孝左衛門家は、近江国神崎郡川並村の出身である。近江商人として著名な塚本定右衛門の一統とみなすことができる。定右衛門家には、同属の塚本源三郎によって大正期に編纂整理された一連の『塚本家譜』がある¹⁾。「規則守福路」はこの『塚本家譜』のなかに包摂されている。また『塚本家譜』に含まれている「しのふ草」と「先祖言行録」によって、孝左衛門家の創業の頃の以下のような事情をうかがうことができる。

孝左衛門の両親は、「水吞百姓よりは少し宜しき農家にて、家屋敷と畑三ヶ所を所持し、布洗ひを業」とする父浅右衛門（法名、教悦）と母のゑ（妙悦）であった²⁾。浅右衛門夫婦には五男二女がいた。長男は市右衛門（幼名、源六）、次男は孝左衛門（万蔵）、三男は定右衛門（久蔵）、四男は伴右衛門（文弥）であり、五男は仲右衛門（象蔵）である。

父浅右衛門が寛政二二年に五八歳で亡くなった時、長男は一八歳、天明七年生まれの孝左衛門は一四歳、定右衛門は一二歳、末弟は四歳であった。年上の三人の兄弟が商いの道に乗り出したのは、父の遺言と母方の叔父二人の影響があったという³⁾。母妙悦の二人の弟、与左衛門と徳右衛門は、遺児となった甥達をよく教導した。与左衛門は駿河と伊豆地方を商圏とし、徳右衛門は信濃と

甲斐地方に行商していたが、徳右衛門は文化元年（一八〇四）に甲府で客死し、与左衛門も文化一〇年に死去した。後継者となるはずの男子はともに早世していたので、甥達が商圏を引継いだ。長男の市右衛門が駿河・伊豆を受継ぎ、孝左衛門と定右衛門が信濃・甲斐を商い場とすることになった。

定右衛門が文化九年、二四歳の時に甲府柳町四丁目の堺屋与治兵衛宅を根城にして、叔父与左衛門から借り入れた文金百両と友人九左衛門から借用した二〇両の計一二〇両の資金で「紅屋」という小間物問屋を開業したので対して、孝左衛門は甲州青柳を本拠とし、西郡と富士川沿岸を得意場とした。後に定右衛門の娘が、孝左衛門の養嗣子貞治郎の妻となり、両家は重縁の關係となる。「規則守福路」の前段は、「塚本家掟書之事」と題して、法度を守ること・火の用心・分限を守ること・殺生禁断という定例の家訓形式ではじまり、その後記述はすぐに仕入や懸け方の扱い、記帳、旅装、金銭取扱い、帰国時の心得、勝負事の禁止、勤儉を説く内容に移っていく。特に目をひくのは、「人に応答致候ハ、行儀正敷礼儀を調べ、柔和にして無理非道之筋聊申間敷候、猶商内ニは実意を以て格別高利を貪り申間敷候事なり」と、高利を禁じている点である。

後段は、賢人の教えを引きながら、自らの半生を交え、忠孝と立身出世を中心とする人生訓を説いている。なかでも「物壱つ何によらず天の器物なり、されハ其道理を真にさとり天の冥鑿ヲ畏れてほしひま、に天物をくたけじと思ふべき也、是則徳をなすの本にして子孫長久の基なり」という文言には、石門心学の儉約の精神をうかがうことができる。孝左衛門家は、弘化頃の作成と考えられる「湖東中郡日野八幡在々持家見立角力」という近江商人の番付表にも登場しないので（長兄の市右衛門家が四段目の右から三番目に記載されている）、豪商とはいえない小規模の商家ながら、普遍的な規則を設けることによって家業の永続を願った近江商人の心榮えを汲み取ることができよう。

次に、このような家訓制定の動機について述べておこう。執筆者の貞治郎は「規則守福路」の末尾で、「漸々あらましハ商内の法もつけ、上り下りの時節も定りけれハ、是^はいよいよ他事なく後榮をはかるべき事にそ思ひ候」と述べているので、商いも一応安定した時期を見計って、後榮をねがって制定されたことが分かる。また、「只我家に此規法を立て、若き者に告げしらせる為の

序に心得にもなり候て主従両全のはしともなれかしと記し候事ゆへ、其分心得可有候、国に法度なく家に規矩なくてハ風儀乱れてわざわひおこり安く候間、規矩なくてハ叶わぬ事ゆへ、前条に儲け候掟ハ当家の法度ゆへ家風を乱し候ハ、不忠の名をうくべく候」と記している。この文言を通じて、若者を教導し家風をたもち、主従一体となってこれから大いに家業に励もうとする時期あたり、先ず規矩が必要であるとの考えからこの家訓が作成されたことを読み取ることができる。

また、「規則守福路」の文言から以下のことを知ることができる。孝左衛門家はこの家訓の作成当時、甲州青柳に出店を持ち、出店支配人の印としてこの家訓が預けられていること。商圈は信州・甲斐・駿河・伊豆の四州であると記しているが、具体的な地域は、家訓のなかの帳簿作成規定によって、知ることができる。甲斐には四月・八月・十二月に下り、駿河へは二月・六月・十月に下ることになっている。十二月に下って正月に初商いをすることになっているので、越年する場所は甲斐である。したがって国元の近江本宅へ帰国するのは、三月・七月・十一月ということになる。これは、武蔵国吉川に出店を持っていた近江国日野の西村市郎右衛門が『木曾日記』のなかで、「在国わづか四十日にしてまた東路の旅に赴く」と記した事柄とも一致する⁵⁵⁾。

また取扱商品は、「小間物品数之事」・「荒物類」・「太物類」・「呉服類」の項が掲げられているので、詳細にわたって内容を知ることができる。裁縫関係の品や化粧道具、各種紐類、煙管と貰入れ、足袋、風呂敷、合羽装束などの小間物類。扇子、算盤、蘇木、雪駄、各種の紙類、砥石・包丁、釘・針金、蠟燭、唐傘などの荒物類。これらの商品の販売と運送の方法は、見本帳を携帯して注文を受取り、出店から商品を発送し、中山道を陸送したと考えられている⁵⁶⁾。

なお、同家の符牒としては、塚本定右衛門家と同じ次の二種類が使用されている。

アラエヒスフクノカミ（嗚呼夷子福の神）

マメトセイヤウチヨル（健やかに渡世し家内集る）

凡例

- ・ 原文には適宜読点を付した。
- ・ 原則として常用漢字を用いた。
- ・ かなは現行のひらがな・カタカナに改めた。ただし江、之、而と^レはそのままとした。
- ・ 明らかな誤字や、誤字を確認できないが原文のままとした場合は、「ママ」を付した。明らかな脱字は補正して「欠」を付した。

註

- (1) 滋賀県東近江市五個荘の近江商人博物館に『塚本家譜』の複写本が架蔵されており、本稿ではこの複写本に含まれている『塚本家譜 家内掟及定款』（午三四、「つ」）のなかの「規則守福路」を底本とした。文書番号は同博物館の整理番号である。
- (2) 「しのふ草」塚本定家文書 66。
- (3) 「先祖言行録」塚本定家文書 41、「商店誌」塚本定家文書 51。
- (4) 「しのふ草」塚本定家文書 66。
- (5) 末永國紀・本村希代・奥田以在「近江商人の道中記『木曾日記 二』」『経済学論叢』（同志社大学）第五八卷第二号。
- (6) 塚本定家文書 51。

本稿は、平成一八年度私立大学等経常費補助金特別補助高度化推進特別経費大学院重点特別経費（研究科分）による研究成果の一部である。

〔卷五〕
「規則守福路」

塚本家掟書之事

- 一 上之御法度堅相守可申候
- 一 火之用心大切ニ致し可申候事
- 一 銘々身の分限可相弁候事
- 一 無益之殺生致間敷事
- 一 仕入物定品之外時之流光物、又は甚奢り極候品、猥に買入致間敷事
- 一 旧来之外新督意初候ハ、懸方初度之払悪敷候ハ、二度目之商内急度遠慮可致候、両度目之勘定不埒ニ候ハ、三度目商内停止致、精々以自談取片附可申候事、猶旧来之督意も右之心得可有之候事
- 一 本帳面先季売二度目分とメ高別ニ致、一ツに合メ致間敷候、金子之入帳も先左相済シ可申候、猶書出しもメ別ニ相認可申候事
- 一 売懸不得止年賦之自談ニ致候ハ、其約定無相違様無油斷受取可申候事
- 一 毎時も商内ニ相懸り候迄ニ、先懸不残様取集メ可申候、商内迄ニ六ヶ敷手間取候ハ、商内之節皆済ニ相なり候様可斗候事
- 一 一定例上り下りは勿論、他出致候ハ、帰次第路次之諸入用雜費帳へ相記可申候、又何程心易き方ニ候共、都而諸買物現金ニ勘定可致候、併督意先ニ而取得かたき懸の価ニ泊り、又は買物致候儀は臨機応変之事
- 一 諸品仮令不向ニなり候共、手本箱有物帳へ尽く相出し、壹品も不洩様可致候事
- 一 本帳は西郡一冊、市川歟沢河内一冊、甲府町方東郡一冊、金銀出入帳一冊、有物帳一冊、諸雜費帳一冊、荷物番附帳一冊、仕入帳一冊、メ八冊ニ限り可申候事
- 一 海陸運賃、河岸水揚諸泊り、万小遣諸買物、日雇人馬ノ入用迄も諸雜費帳江口取致し、其場へ明細ニ相記し可申事、但シ外ニ

- 手控帳一人二巻冊ツ、可有所持候、当座帳は時宜によりて冊數不可限事、右之外帳面猥りに相拵候儀、決而可為無用候事
- 一 旅行之着用物は河内縞に限り候、尤一枚ツ、用意持參可致候、若し時候に依而用意入用之節は、家内へ其趣前段ニ可申入事、足装束は天津脚半、同甲懸ケわらし、足袋は遠州之半低つまにして同一足ツ、用意之事
- 一 寒中履料之足袋は紺を用ひ可申候、支配方は白に候共不苦候事
- 一 仕入二上り候節も、着用旅行と同断之事、足袋は白ヲ用候而も、紺ヲ用ひ候事、わらし足袋之外無用、猶其時候之羽織一双可有用意事、但シ随分見苦からむ様、土足乱髮心を附可申候、甲斐々敷若き者なきハ主人之恥に候間心得可申候
- 一 着用之類私ニ相拵候儀、停止ニ候間必縦に拵間敷候、不自由之儀有之候ハ、無遠慮家内へ可申入候
- 一 美服は当家之掟ニ候得共、出情致候者にハ着用物を以て褒美可遣候、但シ褒美に預り候着用物を不断着用致候共、可為勝手候事
- 一 金子多少に限らず上七又は買先へ送り候ハ、直国元へ急度案内可申上事、且店卸之節は第一番ニ利足金相納可申候、其上諸勘定可致候、尤定例用意積金相預ケ可申候事
- 一 金子持上り候ハ、直相改、主人江相渡し申へき事、并ニ諸帳面不残持上し可申事
- 一 帰国致候ハ、一日休足致やす、翌日品切物相調へ此品數書出し有物帳と照し合セ、品切物一々相認メ有合セ候以金子ヲ仕入物心積仕入相済候迄、私用ニ罷出候儀可為無用事
- 一 仕入相済候ハ、直店卸可致候、其時により仕入前に暇有之候ハ、直勘定ニ相懸り可申候事
- 一 荷開き之節は、先手ヲ淨め、海上守護之御札直ニ燈明を献し御礼可申上候、左候はば難事有間敷と被存候、次ニ仕入帳と仕呂物引合セ過不足委く相調へ違事有之候ハ、帳面へ委細記し置、其元へ参り候節差引勘定可致候事
- 一 帰国致候ハ、上へ銘々挨拶致礼儀可有之候、召遣之女杯へ戯れ言申間敷事
- 一 甲州方商内定時之事

四月 極月ニ下り候而注文旁懸ケ方可勤候、越年して正月二日例年之通り商内可致候事

八月

拾二月

右毎年三度ツ、無相違罷下り可相勤事

一 駿州商内定時之事

二月

六月

十月

右例年之通り年々三度無怠惰相勤可申候事

一 商内仕舞候ハ、懸方之隙見合セ何一品も不洩様有代呂物帳へ相記し可申事、其上三而格別多分残り候品、又其品之向き不向見斗ひ、互ニ相送り可申候、尤仕切書委細に認メ、書面ニ封し指出シ可申候、是又相互ニ開荷次第、仕入帳へ相写し可申候事、并甲駿共上り下り以書面案内届可申合事

一 主家へ着不致先、手前之親里へ立寄候儀可為無用、主家へ着届ケ候上無処用事ニ候ハ、其趣相届ケ候而帰り可申候、併前条之通り仕入済候上帰村可致候、兎角在勤中は主家を我内と心得へく候事

一 諸勝負事遊芸堅致間敷候事

一 病氣之節は大切ニ服薬加養可致候事

右之条々は、当家之掟故必等閑に相心得間敷候、精々心を込め相守家業出精可致候、且又不合点之儀有之候ハ、先斐^ひ之者ニ承り銘々其分限相守無益之費冥加之程忘却致間敷候、花美は前条定有候通り当家之大禁物也、他家花美なるを見ても儉を守りて浦やミ申間敷候、商内方一切心懸、諸品時之相場上り下り相札候而売々可致候、右之規方自他共猥りに致候者ニは急度越度

可申付候、努々無意相はけミ主人に忠を思ひ、自分も立身の期可心懸候、忠孝不全といへ共親江の孝養忘間敷候、他国ニ在候共朝夕故郷の両親へ拝礼可申候、又仏恩報謝之称名不可怠候、夫々身の分限に不応衣食手道具持間敷候、余力を見て文を学び手習十露盤にうとからぬ様可心懸候、若し心得違之者有之候ハ、相互に内実を以てさとし合ひ、万一相不用は主人へ届ケ忠勤相はげミ可申候、人に応答致候ハ、行儀正敷礼儀を調へ柔和にして無理非道之筋聊申間敷候、猶商内ニは実意を以て格別高利を貪り申間敷事なり

一 当家之小間物商売は荒物太物類に比してハ利潤も少々多き事ニ思候共、時之流光物マツ又は直易之見切物等になづミ買入して商内に臨ミ、見込存外相違して見限り兼、持越して懸仕入之融通にひびき渡り候事、ま、有物也、一季右様之代呂物二つ三つも出来候時ハ、店卸の硯是に引き連て太物荒物のうす利なる物におとれり、依而家之者に何時も不易之品数をあげて此余猥りに仕入致す間敷事を示し与ふ

小間物品数之事

一 唐縫はり 大中くけ 大中小茶防

大中小木綿 糸りメ 仕附

つむきくけぬひ きぬ 三楚 壹貫貳百匁 五百匁

一 おしろひ 時宜によるべし 但し品数多きハ無用、又売先直段問ひ合せ仕入可致事

一 三味線糸 印は 十二 十四 十六 其上の印ハ多分不売

一 唐鏡 駒印 成駒 白木類色々 虎印 柿ハ 宇辰 巳 馬 羊迄

一 小はせ 六步少々 駿州ハ多く共よし

一 麻糸 一名衣糸也 白ハ少々 紺総多く 大中と二品位かよし

- 一 木綿紺糸 少々
- 一 まり糸 十月と売れ初ル至春迄也 其余の時不用 茜は多く共よし
- 一 鈴いと 時節同断
- 一 大白糸 不断物也 少々
- 一 沢木 大小 但シ九印多く、余は少々
- 一 金引ひも 茜紺多分 笠時分多く
- 一 唐打ひも 三印多く 四印中分 五印中位 六印少し 七印も少々也
- 一 武用打 少々 両方共不断物也
- 一 羽織ひも 不断物 冬は其内多し
- 一 坪糸 二印多く 三印同 四印同 五印同 六印中 七印中位 八印中 九印少 十印少々
- 一 駿河打 上少々 中少し 下多分
- 一 玉子真田 五分多く 六分四分等分 六分ノ一重モ少々
- 一 色替り 少々 五分斗り多く
- 一 ヘルト粉男帯マコ 九月と春迄也 多く引物也
- 一 子供帯 からくさ多く 西陣織中位 同九月と春迄
- 一 小足袋 五文 六寸 六半 七文迄 同九月と春迄
- 一 風呂敷 立きの少々よし 常も少々よし 八九月と二月迄多く
- 一 黒手広風呂敷 少々 十三切り 二幅 二五幅 三幅 少々ツ、
- 一 並革筒 不断物

- 一 花かわ 従九月至春多し
 - 一 革ひも 不断物
 - 一 かみすり 不断物 其内冬多し
 - 一 させる 同不断物 安き所多くよし
 - 一 乙金 従八月冬物也 少々
 - 一 表具^{アヅ} 大中小 重目ニ記し候へし
 - 一 たんざく 並物多く 中ハ中位 上ハ少々
 - 一 うなり 少々 冬仕入 春売也
 - 一 合羽装束 冬少々 夏仕入
 - 一 蓑入 向き選ミ少々 不断物
 - 一 同金物 少々 不断物
 - 一 かんざし類 少々 くしハ無用
 - 一 半氈り類 少々 冬物 夏物少々
 - 一 牡丹 白黒共 四歩 五歩 六歩迄 七歩ハ少々
- 荒物類
- 一 扇子 春四月入荷 白扇多く画物向き吟味易物多し
 - 一 冬物八月入荷 白扇多く 五十本入少々、極安物
 - 一 朱軸 不断物 六分少々 七分少々 八分多く 九分少々 一寸少々

- 一 黒軸 不断物 朱程ハ不売 三分ノ一分ハよし
- 一 算ばん 大三口斗り 不断物也少々
小三口斗り
- 一 蘇木 不断物少々
- 一 阿膠 少々多く千本也、三千ハ中位 さらしも少々
- 一 雪駄 冬と盆か多し 不断物
- 一 色紙 不断物 八月と春迄多し
- 一 美の紙 同断
- 一 宇田紙 両面 三口斗り 片面三口斗り あさき少々 花色少し 萌き仙花少々
- 一 吉野紙 不断物
- 一 金銀紙 不断物
- 一 六七字紙 同 六字か多し
- 一 青浅黄土佐 少々 駿河は青多し
- 一 葉袋紙 少々 駿河は多し
- 一 朱二枚つき 不断物 少々
- 一 志け紙 不断物 少々
- 一 更紗紙 少々
- 一 砥石 白ノ四十入り多く、次二十五入 三十式入 廿四入 六十入
本州青石八十入多く 合砥も三つは多し

- 一 包丁 本名 キ印 印つ印造
- 一 鉄 羽金 たまり
- 一 くき はりかね
- 一 昆布 板も少々 冬物也 京極松葉多し
- 一 蠟燭 不断物也
- 一 からかさ 夏 日傘少々
- 一 かずのこ
- 一 はひずみ
- 一 胡ふん
- 太物類
- 一 棧留 七月仕入
- 一 大和縞 八月仕入 駿州岩井ニ少々よし しきセ物ニもよし
- 一 裏地 七月仕入
- 一 生紺かすり 二月仕入
- 一 晒 鬱金 茜 唐綿 紅花 不断物也
- 一 板メ 少々冬物也
- 一 手拭 不断
- 一 唐棧

呉服類

一 太織 もミ ちり面

一 帯地 秩父 絹

一 鹿子絞りばなし

右之呉服は染形第一ゆへ、其心得可有事

一 一代呂物は其国其地により其時の流光（あかり）に応ずといへ共、当商内信甲駿豆四州之間、先如此は不易之品也

一 即此年三年之間、京攝之間に出る処の万小間物荒物呉服太物、凡手に触ずと言事なし、此余は手懸（あそび）さるかよしと知へし

一 万之代呂物ハ何様の子キ物にても夫相応の直を付て、壹本のはりとても埋ミ置ぬ様に手本を出し、又は手本帳に記して可商候、埋ミ置時はいよいよ天性ニ背き利潤の外に大なる罪ある事と知べきなり

一 夫人ハ一世無難にして愁ひ事少くたのしみ多かりたき者なれと、浮世にあらんかきりハ、人倫の道ありて日々当然の務おこなわひでハかなわぬものなり、人貴きも賤しきもミな其上々ありてつかふまつる人あり、今日主人ある者ハ主人に仕へ、親有者ハ其親につかゆるに、同務を行ひかせぎて、身を立家をおこし親主人に忠孝をつくし安楽に見届け給ハデハ、人間の役目立たし、人ハ世をおわる迄何程富み栄へても是にて最早安楽なりとハ凡夫の浅ましさに思ふ事ハならぬ者也、おろかなる者ハ此事を仕舞此用を通れ早く安心せばやと思へ共、其用仕舞へハ仕舞次第に又重き用事出来候てつきる事なし、依て神君様人の一世ハおも荷をおふて遠きに行くかことし、急く時ハ心神つかれ、怠る時ハ事をはたさずして功跡なしと仰られ、御屏風に是を記したまひ、自ら此たとへを儲て愚昧乃者にさとし終身つとめおこなふて、乱れたる世を治め治世を導き終に大勲功を遂げ給ふ、御大徳の余慶御枝葉日々に繁茂して、数百歳の今にいたる迄御繁昌しまして、下愚の我ら迄も其恩化を蒙り、百里の外に独歩して何の愁なきハ誠にありかたき事なり、朝夕此神君を氏神とともにおかみ可申候

一 天道好還と申て車の輪のめくるかごとし、何事ヲ致すにも人の為なりと思ふべからず、人の事なりと思へハ物ごとくうき事に思ふて早く退屈し怠りをなして勲功遂かたし、己働の事ハ皆己か事にして、いつれへも行ずして終にハ己に帰る者也、ゆへに積善の家にハ必有余慶、積不善の家にハ必有余殃と聖人も仰られき、しかし善悪ともに其人壹代にむくゆるも有、又其後の世にむくふる事有ゆへ、積善の家と仰られて人とハの給わす、善悪の輕重今にもむくふる事有、何れにかかならず帰り来る者也、其例しハ古来多き事ゆへ各かんかみて知べし、少しもたこふ事なし、汝に出る者ハ汝にかへるものなり

一 人出世立身せんと思ハ、兼光法師トクか徒然草に語る如く万の事外に求むへからず、只こ、もとを正しくすべし、清猷公か詞にも好事を行じて前提を問ふ事なかれ、世をたもたん道もかくやあらんと誠に此一言味ふべし味ふべし

一 家の盛衰ハ奢と儉素との二ツに有、先祖ハ何れも儉約にして家を興し子孫は汰侈にして亡ぶ

一 物壱つ何によらず天の器物なり、されハ其道理を真にさとり天の冥鑿ヲ畏れてほしひま、に天物をくたけじと思ふべき也、是則徳をなすの本にして子孫長久の基なり

一 世に楠公の言なりとて、遊びも度かさなれハたのしみならず、珍膳も毎日向へハうまからずと言へり、誠に尤の言也

一 予、廿二歳より当家の家業を身に引受て心を尽し候事、筆にも及はぬ事に候、日記に記し置候ま、恥をもちへりみす家の者斗りに大略をしらしむ、其比は今と違ひ年々の商内二度にして、甲州西郡々初め河内の商内取仕舞、直に駿河へ下り同注文受取、又甲青柳へ帰藏して荷造り致し、漸々其内に日数も四五十日移り候得は、直当季売の西郡懸ケ方取集メ候に、今と替り此度売候懸過半ハ受取候事ゆへ、金高も多かるべきに、さハなくて甲駿々希両にハすぎざりき、其子細ハ養父年老て久助なる者引受て致し候に、商内方心懸ケうすきゆへ、遠慮すべき督意江等閑にうり込ミ候程の者ゆへ、よき督意は、少し取入るに気苦勞ゆへ跡の始末もかへりみす小店の心安く候ま、に万事おこたり、其上終に邪なる心を生し、代呂物杯多分私をなし退て其身をたもたんとせしか、是も不儀の宝ゆへいつかきへ失せて、此節の有様浅間敷き事に聞へ候、無智の者かへすかへす不便に覺へ候、丁度其後を我引受候得は、様々と心勞して督意毎に古き懸ケの多く積り不向の仕入者等預ケ置杯し手も付けられぬ事共多かり

しゆへ、此俣相続も覚束なく思われしまゝ、幾度か女、敷き心おこり退かんやと思へ共、一旦親子と契り時のかたきを見て退くハ男子の甲斐なき事と思ひ、又發憤して一度も此事とハ父母に申さず、其節独り心の内いか斗り苦しかりしか、其比辛ひ直治郎言者心に忠を思ふかゆへ、志を合せて一ト志ゆへ辛苦をわかち務めければ、此直治郎ゆへありて当家に縁なく次の春ハすぐに身退き、やむ事を得ず清吉を手先に遣ひ候内、又此者も旅行のいとなミハこのますとて暇を乞ゆへ、心有らハ此時に我をたすくべきに今退かんと言ハ所詮たのミなき志と見て、兎角の言なしに親にかへし、其後独りの上り下り忙敷事夜を日につぎて月日の過るをも打忘れ千辛万苦の内ハ猶是にてハ暮々しからすと思ひ、一度の数を増して夫ハ年に三度の商内とハなしぬるか、只我身走つのはたらきなれば跡にも前にも憂きを語る友もなく、常につかれをしのびて旅亭の燈に書を詠めて心をなぐさめ候ハ、或時北条泰時の歌を見て甚だ感を催し、賢愚の違ひ貴賤の隔て道の大小ハたとふべきにあらね共、今我心に同じき事と独りいよいよ勞をかへり見ず、有うち星霜の移り安き此年単簡の中二三年の光陰を送り、漸々あらましハ商内の法もつけ、上り下りの時節も定りけれハ、是よりいよいよ他事なく後栄をはかるべき事にぞ思ひ候、我家の者予か志をたすけ長く患樂を同しうせん事を待るなり

一 北条泰時の歌に

ことしけき世の習ひこそ物憂けれ

花の散なん春もしられず

此泰時と申人ハ天下の政事をつかさどる事をうけつぎては万民の愁をたすけ、君の為に志を尽し忠の為に私をわすれ欲を離れて昼夜寢食を安くせず、承久の後四海泰平にきせしも此人の徳をもつてのゆへなり、歌ハ世にか、らわぬ人ハ月花に心をなぐさむるもあれど、我ハ政事に心を勞し世の中安からん事のミ思ひて、月の夕花の朝たもそれとしらすと述懐の心にて此歌よめりと聞ゆ

一 此書ハ当家の者よりして必他の人にみせ候事堅く無用ニ候、たとへ親兄弟たり共洩す事有間敷候、定治郎マツか義理有家の事抔相

記し、且文盲なる者と人に笑われんもはづかしく候間、ゆめく他見有間敷候、只我家に此規法を立て、若き者に告げしらする為の序に心得にもなり候て主従両全のはしともなれかしと記し候事ゆへ、其分心得可有候、国に法度なく家に規矩なくてハ風儀乱れてわざわひおこり安く候間、規矩なくてハ叶わぬ事ゆへ、前条に儲け候掟ハ、当家の法度ゆへ家風を乱し候ハ、不忠の名をうくべく候間まわり遠き事と思ふ共必心得可被申候、猶上の者々次の者へ又子供迄夜も申聞すへき者也

尔時嘉永元戊申冬十月三日

於甲陽青柳（小店土藏録之

塚本貞治郎

信好花押

甲州店支配方先

利兵衛に預ケ渡

尚々家の者主人の意をしらずんハ万事齟齬する事ありて、勞して功なし、されハ詮なき業となりぬ、故に此書を贈る余力のいとま是をもつて主人の胸中さつせらるへく候、心をせめて努々おこたり有間敷頼ミ入候、此書を預り候者を支配の印とさたむべし、立身の後次の者に譲り候ハ、主人江相届ケ候上、そのさし図を以て相渡し可申候 以上